

愛知県立千種高等高校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、誰もが被害者にも加害者にもなりうるものである。そのことを踏まえて、教職員は日頃からささいな兆候を見逃すことなく、生徒の問題を一人で抱え込むことがないように、学校全体で組織的に指導に当たっていくことが大切である。

まずは、生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、安心・安全に学校生活を送れるように、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、互いに認め合いつつ集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるような学校づくりを目指したい。そのためにも本校の定める「いじめ防止基本方針」にしたがい、「いじめの防止」「早期発見」「速やかな指導・支援」を行っていきたいと考える。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念に対して、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」について

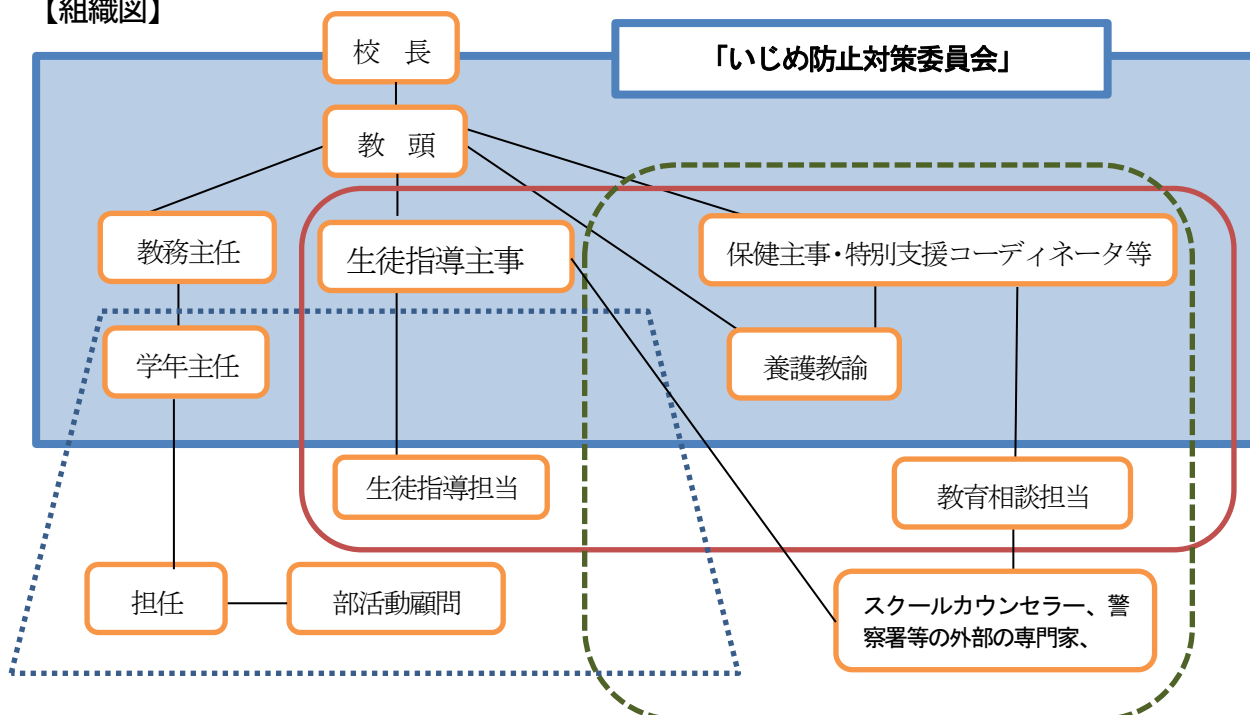
ア 委員会のメンバー




校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、教育相談担当、学年生徒指導担当、特別支援コーディネータ、養護教諭
(必要に応じて、部活動顧問やスクールカウンセラー、警察署等の外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。

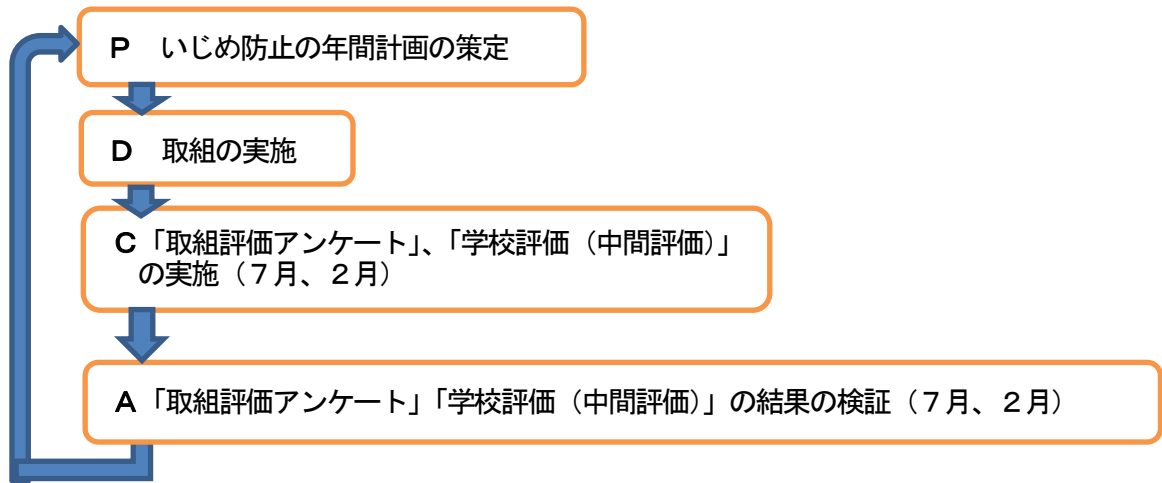
【組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



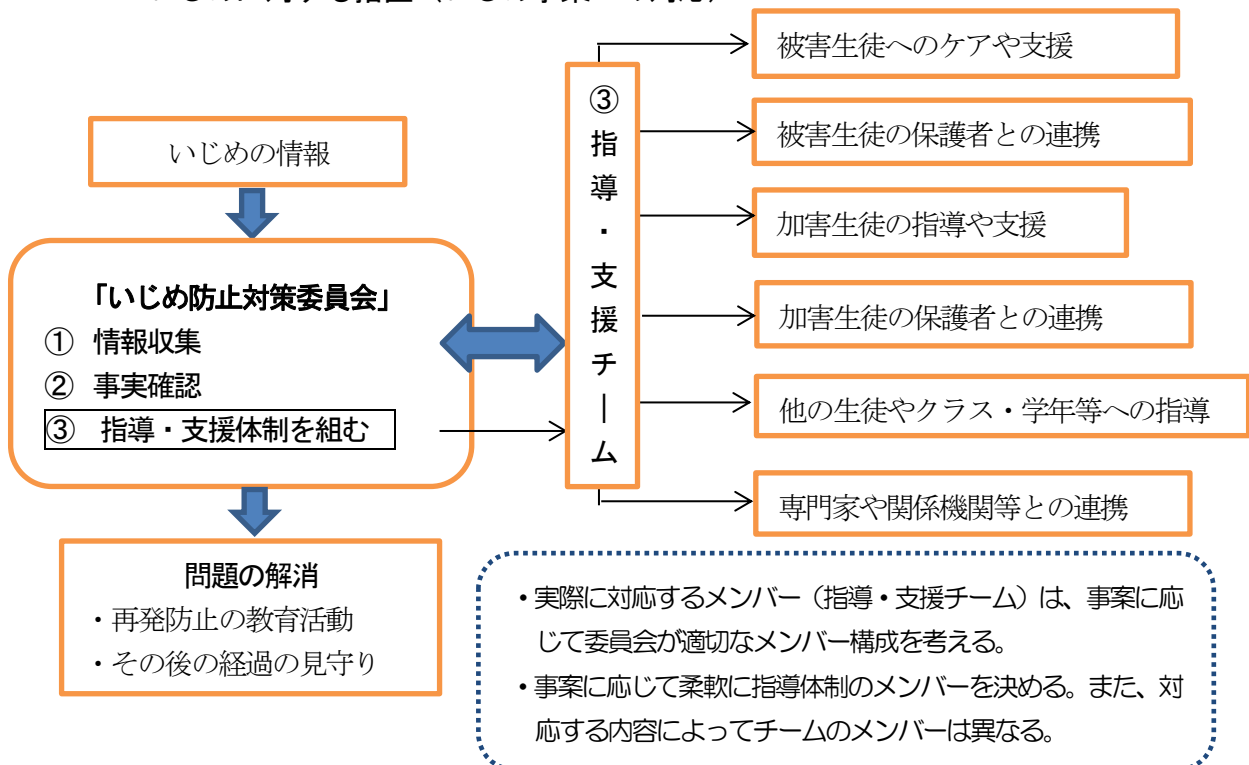
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ防止対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



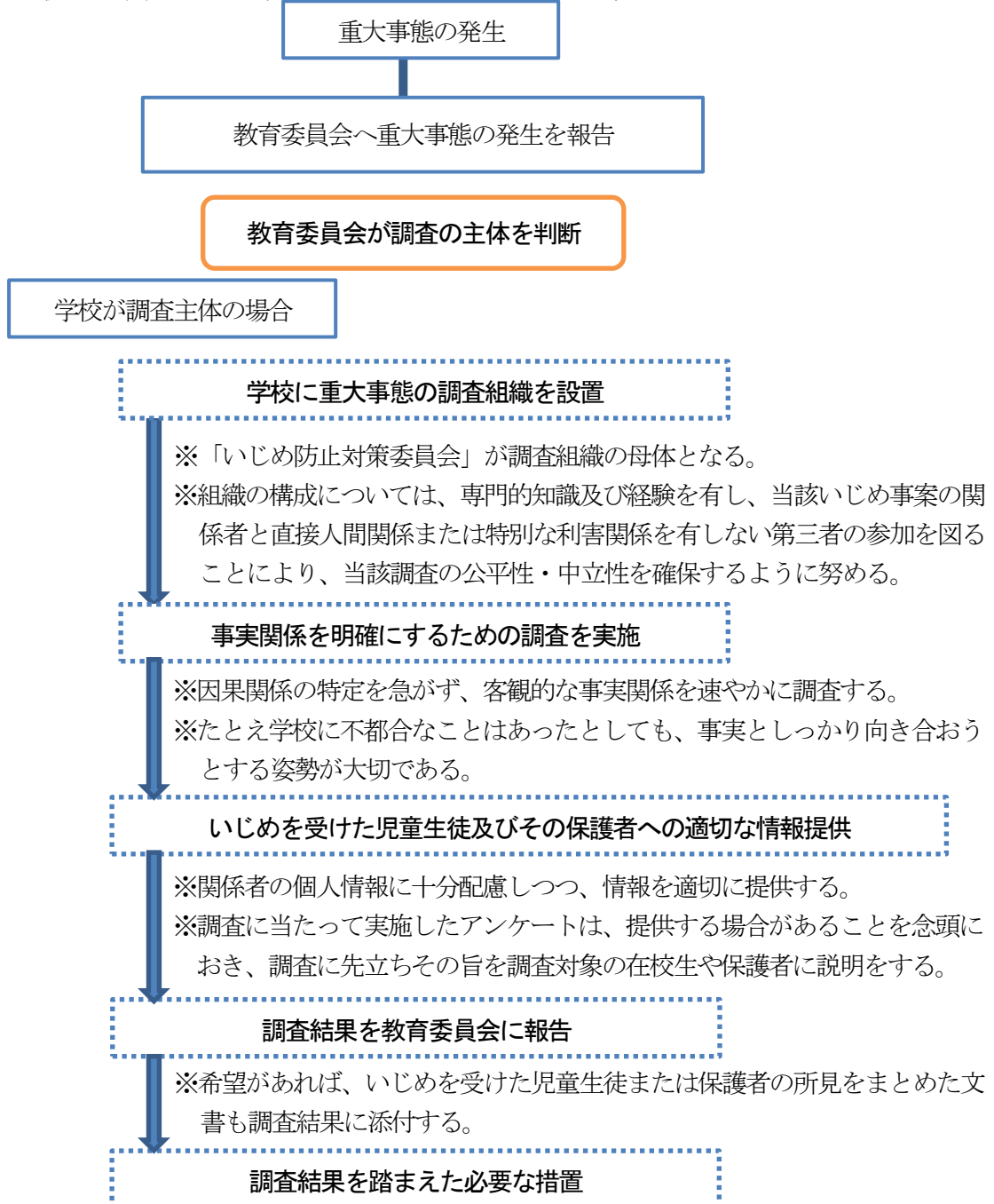
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○インターンシップの充実【進路課】</p> <p>○進路講演会(2年生)【進路課】</p> <p>○進路LT(1年生)【学年会・進路課】</p> <p>○読書LTの実施【学年会】</p> <p>○公開授業週間(6月、11月)【教務課】</p> <p>○「いじめ・迷惑」アンケートの実施【生徒課】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健厚生課】</p> <p>○生活実態調査の実施【教務課】</p> <p>○人権講話【教頭】</p> <p>○情報モラル教育における講演会の実施【生徒課】</p> <p>○国際理解講演会【国際課】</p> <p>○異文化講座【国際課】</p> <p>○野外活動「討論」【1年学年会】</p> <p>○全日LT「討論」【2年学年会】</p>	<p>○地域協働推進事業「啓発活動」を通して中学校・高等学校・PTA連携における「いじめ・暴力」に関する講演会の実施</p> <p>○地域協働推進事業を通して中学校・高等学校と警察との連携協議会の実施</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめ・迷惑」アンケート調査(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知【生徒課】</p> <p>○「いじめ・迷惑」アンケートの実施(年2回…7月、2月)【生徒課】</p> <p>○個人面談の実施(年2回…4月、9月)【各学年会】</p> <p>○生徒情報交換【各学年会・生徒課】</p> <p>○教育支援委員会(年4回)</p> <p>○教育相談委員会(年12回)</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応</p>	

	<p>ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。</p> <p>また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（7月・2月）→その後、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「自己評価」（7月・2月）を行い、「いじめ防止対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校評議委員等による「自己評価」の評価を行う。</p>